

事務連絡
令和4年10月21日

地区薬剤師会 医療保険担当役員殿

公益社団法人 東京都薬剤師会

関東信越厚生局東京事務所に届出が必要な報告について(提出周知のお願い)

平素は当会の会務推進にご尽力賜り心より御礼申し上げます。

さて、令和4年10月19日付で関東信越厚生局東京事務所より別紙通知がありました。

全ての保険薬局は、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続き(令和4年3月4日保医発第304第3号)」により、「妥結率、単品単価契約、及び一律値引き契約に係る状況」について、毎年4月1日から9月30日までの期間における実績を地方厚生局へ報告することとなっております(受付期間:10月1日～11月30日)。

また、この報告を“期限までに提出しない保険薬局”及び“妥結率の実績が5割以下の保険薬局”は、翌年の調剤基本料(4月1日～3月31日間)を所定点数の50/100相当で算定することとなります(「2022改訂版保険調剤のてびき」P.156～158参照)。

つきましては、全ての保険薬局に提出が求められておりますので、期限の11月30日(水)までに報告されるよう貴地区会員薬局にご周知下さいますようお願い申し上げます。

記

届出用紙(1種類)

(様式85)「妥結率等に係る報告書」⇒

全保険薬局 必須

(11月30日(水)提出期限)

提出先(1部郵送)

〒163-1111 新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー11階

関東信越厚生局 東京事務所 審査課 宛

※提出する届出書のコピーを薬局で保管してください

また、この報告書様式のダウンロード等は、関東信越厚生局のホームページから入手できますので、併せて貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。なお、同様式もPDFで添付しますのでご活用ください。

関東信越厚生局ホームページ

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/iryo_shido/daketuritu.html

事 務 連 絡
令和4年10月19日

公益社団法人 東京都薬剤師会会長 殿

関東信越厚生局東京事務所長

妥結率等に係る報告について【薬局】

「妥結率、単品単価契約率及び一律値引き契約に係る状況」につきましては、毎年4月1日から9月30日までの期間における実績について、各保険薬局から報告を求めています。

本年につきましても、別紙のとおり各保険薬局あてに通知しますので、貴会におかれましても照会等ありましたらご対応いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

料金後納
郵便

郵便はがき

【重要なお知らせ】

妥結率等に係る報告書の様式については、関東信越厚生局公式ホームページからダウンロードの上、ご提出いただきますようお願いいたします。

(ご提出・お問い合わせ先)

関東信越厚生局 東京事務所 審査課

〒163-1111

新宿区西新宿 6-22-1

新宿スクエアタワー 11階

電話番号：03-6692-5119

妥結率等に係る報告書について

日頃より、医療保険制度の推進につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

保険医療機関のうち許可病床数が200床以上の病院及び保険薬局は「妥結率」、「単品単価契約」及び「一律値引き契約に係る状況」について、毎年4月1日から9月30日までの期間における実績を、10月1日から11月末日までに報告していただくこととされています。

つきましては、下記関東信越厚生局HPより報告様式をダウンロードしていただき、下記期限までにご提出をお願いいたします。

提出期日：令和4年11月30日(水)

なお、インターネットがご利用できない環境にある場合は、各都県を管轄する関東信越厚生局の事務所までご連絡ください。

妥結率の実績が5割以下又は報告書が提出されていない場合は、診療報酬にあっては初再診料、調剤報酬にあっては調剤基本料が減算となりますのでご注意ください。

<ホームページのご案内>

【関東信越厚生局公式ホームページ】

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/lryo_shido/daketuritu.html

上記アドレス又はトップページの「新着情報」又は「重要なお知らせ」にある「保険医療機関・保険薬局における妥結率等に係る報告について」をクリックしてください。

※ 記載上の注意等につきましては、ホームページをご参照ください。